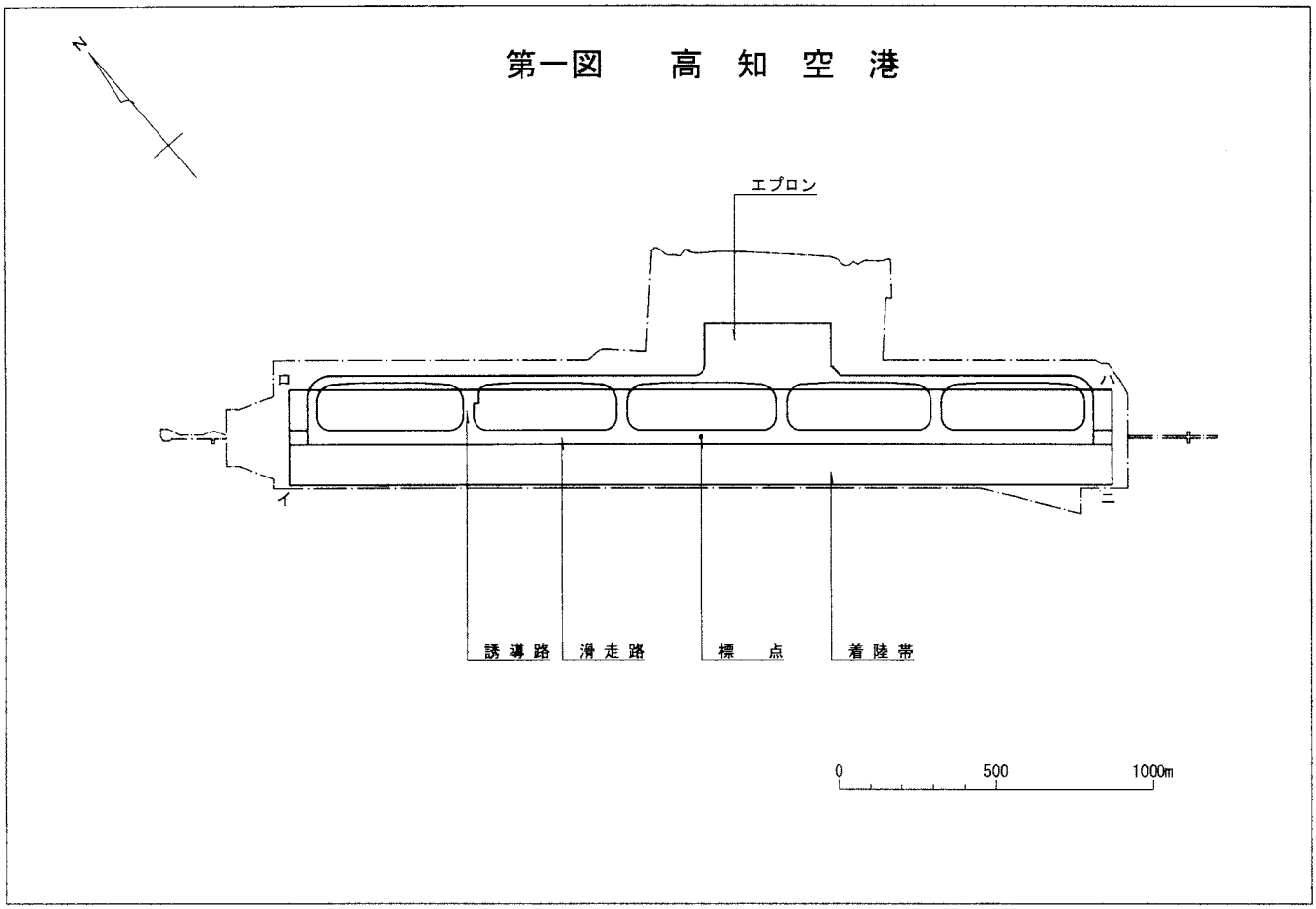


○国土交通省告示第千二十号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の表東日本大震災復興特別会計の項中

原子力災害復興再生支援事業費	福島定住等緊急支援交付金	東北地方整備局長に限る。
原子力災害復興再生支援事業費	福島定住等緊急支援交付金	東北地方整備局長に限る。
	長期避難者生活拠点形成交付金	

を

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○近畿地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　長浜市酢字内狐五五九番一から同市曽根町字夷立一三七八番一まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十五日

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十五日から二週間近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
京都府船井郡京丹波町須知岩山三番三から同町市森ウバ一四番まで	〇・〇〇～一八三・六〇メートル	〇・六四九キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十五年十月十五日

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　宇和島市文京町乙一九八六番一から同市文京町乙二〇四五番四まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十五日